

一般財団法人山岡記念財団寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人山岡記念財団（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この法人が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金
- (2) 特定寄附金 この法人が、募集に当たりあらかじめ用途を特定するもので、募集理由、募集期間、資金用途等必要な事項を開示した上で募集する寄附金
- (3) 特別寄附金 寄附者が寄附の申込みに当たり、あらかじめ用途を指定した寄附金。

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金)

第3条 この法人は常時一般寄附金を募ることができる。

(特定寄附金)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募集目論見書」という）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の事業の全部又は一部に使用する。

(募集目論見書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募集目論見書を募集の対象者に交付しなければならない。

(特別寄附金)

第6条 この法人は、理事会の承認を経て、特別寄附金を受領することができる。

(受領の制限)

第7条 寄附金が、次の各号に該当するときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法令に抵触するときのほか、この法人の業務遂行上支障があると認められるとき及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合。
- (2) 特別寄附金について、その用途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでない場合。

(附則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

この規程は、平成28年12月2日から施行する。